

伊勢赤十字病院看護学生奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師の資格取得を目指す看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な看護学生の修学を支援することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 本奨学金は、看護師の資格取得を目指す看護学生の内、奨学金の貸与を希望する者で、かつ卒業後、伊勢赤十字病院（以下「病院」という。）に就業する意思がある者を貸与の対象とする。

(奨学金貸与者の人数)

第3条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、原則として各年度毎の予算範囲内とする。

(奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、奨学生として決定された年度の4月を始期とし、奨学生が在学する学校の学則に定める正規の修了年度の3月末を終期とする。ただし、休学、留年等がある場合、その期間中は奨学金を貸与しない。

(奨学金の貸与額等)

第5条 奨学生に貸与する奨学金の額は別表のとおりとする。

(貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、貸与申請書（様式1）、返済計画書（様式2）、奨学金振込口座届（様式3）を院長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。ただし、返済計画書に定める返済期間は、原則として貸与期間と同等の期間内とする。

- 2 貸与申請に際しては、連帯保証人2人を立てなければならない。
- 3 連帯保証人は、本規程及び貸与申請書並びに返済計画書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。
- 4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学金貸与の決定)

第7条 院長は、前条の申請に基づき、選考を行い、奨学生を決定する。

- 2 奨学生は各年度末に学校等の成績証明書等を病院に提出するものとし、その成績証明書等を基に病院において協議の上、貸与を継続するか否かを決定し、奨学生に通知するものとする。

(奨学金の返済)

第8条 奨学生は、返済計画書に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。ただし、院長は、奨学生に特別な事情がある場合は、返済期限を延長することができる。

2 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから速やかに、院長と奨学生が相互確認するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、院長は貸与を打切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与した奨学金を、返済計画書に基づき、全額返済しなければならない。ただし、院長と奨学生が別途協議の上、合意したときは、返済計画書と異なる返済の時期及び方法を定めることができる。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適性を欠き、又は就学成績が著しく不良等で奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

4 奨学生が、就学中に死亡した場合、院長は奨学金貸与を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、返済計画書に基づき、連帯保証人が返済する。ただし、この場合、院長と連帯保証人が別途協議の上、合意したときは、返済計画書と異なる返済の時期及び方法を定めることができる。

5 奨学生は、退学、停学、休学、留年等となったとき、保証人は奨学生が死亡したとき、直ちに報告書(別紙様式4)を院長に届け出なければならない。

(利子)

第9条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 前項の延滞利息については、当該返還すべき日の翌日から返済日までの期間の日数に応じ、返還すべき額100円につき年3%の割合で計算した額を徴収するものとする。

(返済の免除)

第10条 奨学生が卒業後、病院又は院長の指定する施設の職員となり、奨学金の貸与を受けた期間を勤務した場合(1ヵ月未満切り捨て)は、院長は奨学金の全額の返済を免除することができる。ただし、奨学金の貸与を受けた期間勤務しない場合は、奨学金の全額のうち、勤務月数に奨学金貸与月額を乗じた額を免除することができる。

2 奨学生が、病院又は院長の指定する施設の職員となって、労働災害のために業務を継続することができなくなったときは、返済を免除することができる。

3 返済の免除を受けようとする奨学生は、返済免除申請書(別紙様式5)を院長に提出しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、院長が特に必要と認めたときは、奨学金の返還を免除することができる。

(返済の猶予)

第11条 奨学生が卒業後、院長の許可する学校等へ進学のため、直ちに病院に勤務できないとき及び病院又は院長の指定する施設の職員となって、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返済の猶予を受けようとするときは、返済猶予申請書(別紙様式6)を院長に提出しなければならない。ただし、院長の許可する学校等(大学院を含む)へ進学のための猶予期間は、その学校等の学則に定める正規の在学期間とする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 伊勢赤十字病院看護学生奨学金貸付規程(以下「旧規程」という。)は廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程に基づき奨学金の貸与を受けている者の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の伊勢赤十字病院看護学生奨学金貸与規程に基づき奨学金の貸与を受けている者(以下この項及び次項において「改正前の奨学生」という。)の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、令和7年度の貸与申請に限り、改正前の奨学生がこの規程による改正後の伊勢赤十字看護学生奨学金貸与規程(次項において「新規程」という。)第6条の貸与申請をすることを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合において、新規程第7条の奨学金貸与の決定を受けることとなった改正前の奨学生の取扱いについては、新規程の定めるところによる。